	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が一万五千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
二	出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が一万五千キロワット未満のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
二	第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの	三十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
三	第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
四	出力が一万五千キロワット以上のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
五	第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
六	第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間

備考　前項の表中の「備考」に同じ。

（バイオマス発電設備に係る調達価格等）

第六条　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二　旧認定の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において行われた当該設備の出力の変更であって、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第一号、前号及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二　旧認定の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表第二号若しくは第三号に掲げる設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であって、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。）の日